

農工商等連携促進施設整備支援事業実施要領

平成22年4月1日付け21総合第2143号
農林水産省総合食料局長通知

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の農工商等連携促進施設整備支援事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領(平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の成果目標

実施要綱第4の1の総合食料局長が別に定める農工商等連携促進施設整備支援事業に係る成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、次の1及び2のとおりとし、事業実施主体は、目標年度(実施要綱別記1の農工商等連携促進施設整備支援事業の項の採択要件の欄の2に規定する目標年度をいう。以下同じ。)において、それを上回る成果目標を設定するものとする。

- 1 食品の製造等を行う民間事業者(以下「食品産業事業者」という。)が事業実施主体となる場合
 - (1) 商品の加工・販売に使用する新商品等の原材料となる連携農林水産物(商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいう。以下同じ。)の仕入金額のうち50%以上について、3～5年間程度安定的に取引を行うことを契約した農林漁業者(以下「連携農林漁業者」という。)から調達すること。
 - (2) 連携農林水産物にあつては、すべて地域で生産された農林水産物であること。
 - (3) 当該商品の加工・販売に使用する原材料となるすべての農林水産物のうち、地域の農林水産物の仕入金額割合が80%以上であること。
- 2 農林漁業者等が組織する団体(実施する事業の受益者である農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができる)と認められる団体に限る。以下「農林漁業者団体等」という。)が事業実施主体となる場合
 - (1) 食品産業事業者(事業実施主体と連携する食品産業事業者に限る。(2)及び(3)において同じ。)が商品の加工・販売に使用する連携農林水産物の仕入金額のうち50%以上を、事業実施主体たる農林漁業者団体等が供給すること。
 - (2) 食品産業事業者が商品の加工・販売に使用する連携農林水産物にあつては、すべて地域で生産した農林水産物であること。
 - (3) 食品産業事業者が当該商品の加工・販売に使用する原材料となるすべての農林水産物のうち、地域の農林水産物の仕入金額割合が80%以上であること。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第5の規定に基づく「事業中止(廃止)承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の追加又は削除
- (2) 成果目標の変更
- (3) 交付要綱別表1の17の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第4 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第5 事業の評価の報告

事業実施主体は、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式2により事業の評価を行い、事業終了年度の翌年度以降目標年度までの間、毎年、毎会計年度終了後6月以内に事業承認者に提出するものとする。

第6 採択要件及び基準

実施要綱別記1の農商工等連携促進施設整備支援事業の項の採択要件の欄の3の総合食料局長が別に定める要件及び基準は、次の1及び2のとおりとする。

1 事業実施要件

- (1) 事業規模（事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
- (2) 成果目標の達成が確実に見込まれること。
- (3) 整備を予定している機械及び施設が、成果目標達成に直結するものであること。
- (4) 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実に認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (5) 機械及び施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大ではないこと。
- (6) 「農商工等連携促進施設整備支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成22年4月1日付け21総合第2144号総合食料局長通知）に定めるところに従い、別記様式1の別添の第3により算出した投資効率が、1.0以上となっていること。
- (7) 整備を予定している機械及び施設のうち、加工・販売の機能を有する機械及び施設については、当該機械及び施設で取り扱う農林水産物の仕入れ・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- (8) 機械及び施設別の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。
- (9) 機械及び施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (10) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、これらの計画が確実に実行されると見込まれること。
- (11) 事業を通じて導入する機械及び施設について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。
- (12) 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等を確保する見通しが立っていること。
- (13) 過去において、当該事業実施主体が他の補助事業により機械及び施設を整備している場合にあっては、その機械及び施設の利用状況が、当該他の補助事業に係る計画に照らし、適正であること。

(14) 事業実施主体が食品産業事業者である場合にあっては、3戸以上（大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社をいう。）にあっては、6戸以上）の連携農林漁業者（農林漁業者団体等にあっては、その構成員である農林漁業者）と安定的に取引を行うこととする。

また、当該事業実施主体は、連携農林漁業者と共同して、次のアからウまでに掲げる事項について記載した連携計画、連携農林漁業者との間で確立された取引関係に係る契約書等を作成することとする。

ア 連携の目的

イ 食品産業事業者及び連携農林漁業者のそれぞれの役割

ウ 連携を円滑かつ効果的に進めるための方策（問題が発生した場合の解決方法、第三者のアドバイスの活用方法等について記載すること。）

(15) 事業実施主体が農林漁業者団体等である場合にあっては、食品産業事業者と共同して次のアからウまでに掲げる事項について記載した連携計画、食品産業事業者との間で確立された取引関係に係る契約書等を作成することとする。

また、当該契約書等には、食品産業事業者は農林漁業者団体等に原材料となる農林水産物の調達状況を証明する書類を提出する旨を記載することとする。

ア 連携の目的

イ 農林漁業者団体等及び食品産業事業者のそれぞれの役割

ウ 連携を円滑かつ効果的に進めるための方策（問題が発生した場合の解決方法、第三者のアドバイスの活用方法等について記載すること。）

2 事業実施基準

(1) 補助事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はその全額のうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。

(2) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業による補助の対象としない。

(3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用による事業のほか、既存施設の有効利用の観点から、乾燥調製施設等の機械設備の機能向上のための整備事業についても、補助の対象とする。

(4) 補助の対象とする機械及び施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(5) 個人機械及び施設並びに目的外使用のおそれの多い機械及び施設は、補助の対象としない。

(6) 既存の機械及び施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものの再度整備（いわゆる更新）及び補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る整備は、補助の対象としない。

(7) 施設等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情、施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するとともに、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。

(8) 補助の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）は、補助の対象としない。

第7 応募申請書等

公募要領別表2の36の事業の項の申請書類の欄の1の別途実施要領で定める様式は、次の1及び2に掲げるとおりとする。

- 1 応募申請書 別記様式3
- 2 農商工等連携促進施設整備支援事業実施計画書 別記様式1の別添

第8 その他

1 事業実施計画の承認等に当たっての留意事項

事業承認者は、第3の1の規定により事業実施計画の承認申請があった場合には、以下により、その内容について確認するものとする。

(1) 事業実施計画承認申請時

次のア及びイにより、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

ア 事業実施主体の経営状況

直近の3年間の経営状況について、決算書、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、外部監査報告書等により確認する。

イ 事業実施の確実性等

預金残高証明書、融資決定通知等補助金以外の事業資金が確実に調達できることを証する資料により確認する。

(2) 補助金交付申請時（交付決定前着工届提出時）

施工業者との工事請負契約書(写し)により事業費を確認する。

(3) 補助金概算払請求時及び事業遂行状況報告時

次のアからウまでにより、事業の実施状況を的確に把握・確認する。

ア 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体に入金された金額が速やかに支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

イ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

ウ 工事進捗状況の現地確認

請負契約書及び工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、事業の進捗状況が当該出来高を踏まえたものとなっているかを確認する。

(4) 事業実績報告時及び事業完了検査時

次のアからウまでにより、本事業が完了していることを確認するとともに、事業費が適正に支出・受領されていることを確認する。

ア 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体に入金された金額が速やかに支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

イ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

ウ 工事完了の現地確認

検査調書、引渡し書、納品書等で工事の完了期日及び金額を確認する。

(5) 事業完了後

次のア及びイにより、事業完了後目標年度まで、事業の評価の報告時に事業が適正に実施されていることを確認する。

ア 経営状況関係資料

目標年度までの毎年度、評価報告に直近の収支計算書、貸借対照表、事業報告書、損益計算書、外部監査報告書等により経営状況を確認する。

イ 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認する。

2 事業評価に対する指導

事業承認者は、第5により提出された事業の評価の結果について、成果目標の全部又は一部が事業実施主体の責めに帰すべき事由により達成されていないと認める場合には、事業の評価を提出した事業実施主体に対し改善計画を作成させる等の指導を行うとともに、第5の規定にかかわらず、目標年度の翌年度以降、事業承認者が別に定める期間、事業の評価を継続させる等必要な措置を講ずるものとする。

3 補助対象経費の詳細

実施要綱別記2の農商工等連携促進施設整備支援事業の項の補助対象経費の欄に掲げる助成の対象となる機械及び施設の詳細は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 食品の加工・販売のために必要な機械・施設

食品産業事業者が自ら行う食品の加工・販売のために整備する次のア及びイの機械・施設であること。

ア 連携農林水産物を有効に活用した食品の加工・販売に必要不可欠な、当該商品の製造過程の特殊性に対応した機械・施設

イ アの附帯施設

(2) 農林水産物の生産のために必要な機械・施設

連携農林水産物の生産等のために整備する次のアからサまでの機械・施設（食品産業事業者にあっては、連携農林漁業者の利用に供する場合に限る。）であること。

ア 新規作物導入支援施設

先端技術を活用した培養・増殖施設、水耕栽培、防霜施設等

イ 育苗施設

水稲、野菜等の共同育苗施設

ウ 農林水産物運搬施設

農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設

エ 営農飲雑用水施設

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがい用施設を除く。）、農産物の洗浄等のための施設

オ 高生産性農業用機械施設

「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の記に基づき補助の対象となる農業用機械施設

カ 特用林産物生産施設

きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設

キ 種苗生産・蓄養殖施設

水産物の養殖用生産施設、放流用の種苗の生産施設、保管作業施設及び施肥防除施設

ク 農林水産物処理加工施設

農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等

ケ 乾燥調製貯蔵施設

穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粉すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等

コ 農林水産物集出荷貯蔵施設

農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等

サ アからコまでに掲げる附帯施設

4 補助事業費の取扱い

本事業に係る補助対象事業の事務及び事業費の取扱いは、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。

(1) 事業の実施

ア 実施設計書の作成

(ア) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき本事業を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の経路を経て、事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

(イ) 実施設計書の作成に当たっては、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の経路を経て、原則として、指名競争入札又は指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により施工業者を選定し、又は必要性が明確であると認められる場合に限り単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

イ 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業実施計画案を作成し、総会等の議決等所要の経路を経るものとする。

なお、予算案又は事業実施計画案の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

ウ 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の経路については、農業協同組合及び農業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会並びに漁業協同組合及び漁業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）にあってはそれぞれの関係法令の定めるところ等により、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農林漁業者の組織する団体にあっては総会等によって議決して決定するものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を関係書類において明確にしておくものとする。

エ その他関係法令に基づく許認可

本事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

オ 工事の着手

(ア) 事業の着工（機械等の発注を含む。以下同じ。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があると認められる場合には、交付決定前に着工することができるものとする。

(イ) 事業実施主体は、本事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式4により、事業承認者に届け出るものとする。ただし、(ア)のただし書の規定に基づき、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した別記様式5による交付決定前着工届（以下「着工届」という。）を事業承認者に提出するものとする。

(ウ) (イ)のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容が的確であって、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。

なお、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体が負うものとする。

(I) 事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付要綱第4に規定する申請書の備考欄に、着工した年月日及び着工届の文書番号を記載するものとする。

(オ) 事業承認者は、(イ)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

カ 事業の施行

(ア) 施行方法

事業は、(イ)及び(ウ)に掲げる場合を除き、次のaからdまでに定めるところにより直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種、施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

a 直営施行

事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、また、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

b 請負施行

事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(a) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。この場合において、又はに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農林漁業者の組織する団体である場合であつて、当初の競争入札に付しがたい事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を経る場合

一般競争入札に付して入札者がいない場合

指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式4により、事業承認者に報告するものとする。

(b) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(c) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

なお、事業承認者は、しゅん功検査に必要な応じて立ち会うものとする。

c 委託施行

事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完了させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、(1)のアの(ア)に定める理事会の議決等所要の手続を経るほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

d 代行施行

農林漁業者団体等である事業実施主体は、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合等(以下「代行者」という。)と共同利用施設の基本設計の作成(必要な場合に限る。)実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、当該契約に基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、以下により適正を期するものとする。

(a) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式6により、代行施行による理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を経るものとする。

(b) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合(入札者がいない場合を除く。)にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。この場合において、又はに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

一般競争入札に付して入札者がいない場合

指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式 4 により、事業承認者に報告するものとする。

(c) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(d) 施工業者の選定

建築施工業者、機械及び施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業承認者は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要がある場合には、現場説明や競争入札に立ち会うものとする。事業実施主体は、入札終了後、その結果を別記様式 4 により、速やかに事業承認者に報告するものとする。

(e) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(e) 工事監督

受託代行者は、(d)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(c)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(g) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

なお、事業承認者は、必要に応じ、しゅん功検査に立ち会うものとする。

(h) 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

(イ) 製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法

製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として、請負施行によるものとする。

(ウ) 共同利用機械及び器具の施行方法

共同利用機械及び器具の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手、参考見積等を徴収することにより予定価格を設定し、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合(入札者がいない場合を除く。)にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。この場合において、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農林漁業者の組織する団体である場合であつて、競争入札に付しがたい事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を経る場合

b 一般競争入札に付して入札者がいない場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式4により、事業承認者に報告するものとする。

なお、事業承認者は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要に応じ、担当官を現場説明や入札に立ち合わせるものとする。

(I) 契約の適正化

本事業に係る契約については、(ア)に定めるもののほか、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

キ 会計経理

会計経理は、以下に掲げる事項に留意して、適正に処理するものとする。

(ア) 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については、区分を明確にしておくこと。)

(イ) 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、特定農業団体その他農林漁業者の組織する団体の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

(ウ) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

(I) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

(オ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

ク 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭

和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

(2) 事業完了に伴う手続

ア しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、その旨を別記様式7により、速やかに事業承認者に届け出るものとする。

イ 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して事業承認者に報告するものとする。

なお、事業承認者は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

ウ その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴い、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を経るものとする。

(3) 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る、次のアからオまでに掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

ア 予算関係書類

(ア) 事業実施に関する議会(総会)の議事録及び代行施行の選択(別記様式6)

(イ) 予算書及び決算書

(ウ) 分(負)担金賦課明細書

(I) その他

イ 工事施工関係書類

(ア) 直営の場合

a 実施設計書、出来高設計書

b 工事材料検収簿、同受払簿

c 賃金台帳、労務者出面簿

d 工事日誌及び現場写真

e その他

(イ) 請負の場合

a 実施設計書、出来高設計書

b 入札てん末書

c 請負契約書

d 工事完了届及び現場写真

e その他

ウ 経理関係書類

(ア) 金銭出納簿

(イ) 分(負)担金徴収台帳

(ウ) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)

(I) その他

エ 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

オ 施設管理関係書類

- (ア) 管理規程又は利用規程
 - (イ) 財産管理台帳
 - (ウ) その他
- (4) 補助対象事業費の内容、構成及び積算
- ア 補助対象事業費の内容
 - 工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）実施設計費及び工事雑費とする。
 - イ 補助対象事業費の構成
 - 補助対象事業費の構成は、別表第 1 を標準とする。
 - ウ 補助対象事業費の積算及び取扱い
 - 補助対象事業費は、各施行方法に応じ、次の(ア)から(オ)までにより積算するものとし、2 以上の施行方法により施行される場合には、各施行方法別に区分して積算するものとする。
 - なお、直営施行については、補助対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。
 - また、建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。
 - なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。
- (ア) 工事費
- a 積算の方法
 - (a) 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建築工事費は直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事は機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費は本機、附属作業機等に区分してそれぞれ積算するものとする。
 - また、直接工事費は実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に、共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分して、それぞれ積算するものとする。
 - (b) 工事価格の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事標準歩掛り、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準、公共建築工事内訳書標準書式及び公共建築工事見積標準書式」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。
 - b 支給品費
 - (a) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として、無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
 - (b) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
 - (c) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。
 - c 共通仮設費
 - 共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第 2 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

- d 諸経費
- (a) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表第3に掲げる現場管理費及び別表第4に掲げる一般管理費等とする。
- (b) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
- e 消費税等相当額
- 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。
- (1) 測量試験費
- 測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品及び委託費又は請負費とする。
- (2) 実施設計費
- 実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助対象とするものとする。
- なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合にあっては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。
- (3) 工事雑費
- 工事雑費は、事業実施主体が事業を施行するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第5に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。
- (4) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料
- 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。
- (5) 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等
- 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等（以下「補助施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改修等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。
- また、補助施設等の管理運営は、原則として、以下により、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が、補助施設等の管理運営を直接行いがたい場合には、事業承認者が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。
- ア 管理運営
- (5)のただし書に定めるところにより管理運営を委託する場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する補助施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。
- 管理方法
- (ア) 事業実施主体は、補助施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (イ) 事業実施主体は、その管理する補助施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより、適正な管理運営を行うものとする。
- (ウ) (イ)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち補助施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
- a 事業名及び目的

- b 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- c 設置場所
- d 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- e 利用者の範囲
- f 利用方法に関する事項
- g 利用料に関する事項
- h 保全に関する事項
- i 償却に関する事項
- j その他必要な事項

(I) 事業実施主体は、補助施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

イ 財産処分等の手続

事業実施主体は、補助施設等について、その処分制限期間（交付規則第5条の別表による処分制限期間をいう。以下同じ。）内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該補助施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式8により、交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

この場合において、交付決定者は、当該申請の内容を承認するときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

ウ 増築等に伴う手続

(ア) 事業実施主体は、補助施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該補助施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ別記様式9により、事業承認者に届けるものとする。

(イ) 事業承認者は、(ア)による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、必要な指示をするものとする。

エ 災害の報告

(ア) 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を事業承認者に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額、防災・復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業承認者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、補助施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別記様式10により、事業承認者に報告するものとする。

この場合において、事業承認者は、必要に応じ、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

附 則

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知)第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業種目	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	
合	計				

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の名称					代表者氏名		
主たる事務所の所在地	〒				電話番号		
					FAX番号		
種類			事業内容				
業種							
設立年月日	年 月 日						
資本金(出資金)							
常時使用する従業員数							
構成員(出資者等)氏名	業種	事業実施主体における役職名	出資金	出資等比率 ÷	過去3年の事業実施主体の当期経常利益		
			千円	%	平成	年度	千円
					平成	年度	千円
					平成	年度	千円

注1 「事業実施主体の名称」には、上段にふりがなを付けること。

2 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入すること。

3 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入すること。

4 「事業内容」の欄には、定款又は規約等で定める事業内容のすべてを記載すること。

5 太枠内の「構成員(出資者等)氏名」等の欄は、事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体である場合に記入すること。

6 「構成員(出資者等)氏名」の欄には、そのすべてを記入すること。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入すること(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入すること。

7 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」と記入すること。

2 事業の概要

(1) 事業の目的及び効果

製造する新商品等	新商品等の概要	新商品等のセールスポイント
事業の目的		
事業の効果		

注 新商品等とは、商品そのものが新規性を有していること、新たに開発された品種の農産物やこれまでに捨てられていた規格外品を有効活用するなど原材料そのものが先進性や独自性を有していること、新たな加工技術を用いるなど、製造工程が先進性や独自性を有していること のいずれかに該当する食品である。

(2) 連携者の概要

	名称	住所	代表者名	資本金	業種	連携農林水産物
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

(3) 行政施策との関連性

ア 農商工連携事業計画の認定の有無（農商工等連携促進法に基づき、農商工連携事業計画の認定をされた事業であるか。） 有・無

イ 補助事業等公的支援の有無（食品産業競争力強化対策事業その他公的支援を受けて開発された新商品等に係る事業であるか。） 有・無

3 施設の設置計画等 事業実施主体（管理主体）：

事業実施場所（住所）：

(1) 施設の設置計画

ア 機械

名 称	用 途	しゅん功年月日	設置台数	単 価	金 額	規格・型式	処理能力	設置場所	備考

注 「用途」の欄には、食品産業事業者が本事業により製造する商品の製造過程の特殊性及び特殊性を踏まえて、当該機械が備えている機能を記入すること。

イ 施設

種 類	構造・規格	着工年月日	しゅん功年月日	建設(改修)費	備 考

注 「種類」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入すること。

(2) 機械・施設の利用計画

(単位：t)

機械・施設名	連携農林水産物名	利用期間		利用日数		月 別 利 用 計 画											年間処理・生産量	備考
		現 在	目 標	現 在	目 標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
		月旬 ~月	月旬 ~月	日	日													

- 注 1 複数の機械・施設を導入する場合は、機械・施設ごとに記載すること。
 2 複数の農林水産物について利用する場合は、農林水産物ごとに記載すること。
 3 月別利用計画の欄については、原則として、その処理量を記載すること。

4 食品産業事業者の本事業による商品製造計画及び連携農林水産物調達計画

(1) 商品製造計画

(単位：t、千円)

区 分	事業実施前 A	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	目標年度 B	増加量(額) B - A
製 造 量							
出 荷 額							

(2) 連携農林水産物調達計画

【取扱数量】

(単位：トン)

連携農林水産物名	連携事業者名	連 携 農 林 水 産 物 の 取 扱 数 量 の 計 画						増加量 B - A
		事業実施前 A	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	目標年度 B	
	小 計							
	連携事業者以外	()	()	()	()	()	()	()
	合 計 = +	()	()	()	()	()	()	()
	連携比率 ÷	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %

注1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに別様とすること。

2 同一農林水産物で複数の連携事業者と連携する場合は、連携事業者ごとに記入すること。

3 「連携事業者名」欄の「連携事業者以外」は、連携事業者以外からの調達数量の合計を記入すること。また、上段()には、輸入品の取扱数量を内数で記入すること。

4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

【取扱金額】

(単位：千円)

連携農林水産物名	連携事業者名	連携農林水産物の取扱金額の計画						
		事業実施前 A	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	目標年度 B	増加額 B - A
	小 計							
	連携事業者以外	()	()	()	()	()	()	()
	合 計 = +	()	()	()	()	()	()	()
	連携比率 ÷	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %	(%) %

注1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに別様とすること。

注2 同一農林水産物で複数の連携事業者と連携する場合は、連携事業者ごとに記入すること。

注3 「連携事業者名」欄の「連携事業者以外」は、連携事業者以外からの調達金額の合計を記入すること。また、上段()には、輸入品の取扱金額を内数で記入すること。

注4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

(3) 連携農林水産物以外の農林水産物の調達計画

【調達金額】

(単位：千円)

連携農林水産物以外の 農林水産物名	連携農林水産物以外の農林水産物の調達金額の計画						
	事業実施前 A	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	目標年度 B	増加額 B - A
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()	()

注 連携農林水産物以外の農林水産物(加工された形態で仕入れるものを含む。)のうち、その仕入額の合計が連携農林水産物以外の農林水産物の総仕入額の8割を占める仕入額上位のものについて記入すること。また、上段()には、輸入品の調達金額を内数で記入すること。

5 成果目標の達成に向けた取組方法（成果目標と施設整備等の関連を含む。）

(1) 食品産業事業者の場合

成果目標項目	具 体 的 な 取 組 方 法	農 林 漁 業 振 興 へ の 効 果
連携農林漁業者との連携		

(2) 農林漁業者団体等の場合

成果目標項目	具 体 的 な 取 組 方 法
食品産業事業者との連携	

第3 費用対効果分析（投資効率）

1 農林水産物の生産向上に係る効果

(1) 作付増加効果

対象作物	現況作付面積 (ha)	計画作付面積 (ha)	作付面積増減 (ha) = -	現況単収 (kg/10a)	現況生産物単価 (千円/t)	純益率 (%)	年効果額 (千円) = × × ×
計							

データの出典

(2) 単収増加効果

対象作物	現況単収 (kg/10a)	計画単収 (kg/10a)	単収増減 (kg/10a) = -	効果発生面積 (ha)	現況生産物単価 (千円/t)	純益率 (%)	年効果額 (千円) = × × ×
計							

データの出典

(3) 品質等向上効果

対象作物	効果発生面積 (ha)	計画単収 (kg/10a)	効果発生量 (t) = ×	生産物単価 (千円/t)			年効果額 (千円) = ×
				現況	計画	上昇額 = -	
計							

データの出典

(4) 農産物加工効果

作物名	効果発生面積 (ha)	計画単収 (kg/10a)	効果発生量 (t) = x	生産物単価 (千円/t)			年効果額 (千円) = x
				現況	計画	上昇額 = -	
計							

データの出典

計画上の生産物単価とは、単位重量当たりの原材料から加工される製品単価のことである。

(5) 林産物利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 (t)	現在の林産物市場価格 (千円/t)	現在の採取・搬出・運送経費 (千円/t) = x	年効果額 (千円) = x (-)
計				

データの出典

(注) 対象は、施設等の整備前においても間伐等が行われてきたにもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていなかった区域とする。

年平均利用増加見込量：近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測する。

現在の林産物市場価格：林産物の直近3年間の平均市場価格を使用する。

(6) 林産物生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 (t)	現在の林産物市場価格 (千円/t)	現在の採取・搬出・運送経費 (千円/t) = x	年効果額 (千円) = x (-)
計				

データの出典

(注) 対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とする。その際、過大な見込みとならないように留意する。

年平均生産増加見込量：近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測する。

現在の林産物市場価格：林産物の直近3年間の平均市場価格を使用する。

(7) 林産物販売促進効果

林産物名	現 在		計 画		計画販売経費 (千円)	年効果額(千円) = (-) × (-) -
	林産物販売量(t)	林産物市場価格(千円/t)	林産物販売量(t)	林産物市場価格(千円/t)		
計						

データの出典

(8) 生産増加効果

魚種名	現在の生産量 (t)	計画の生産量 (t)	現在の単価 (千円/t)	利益率 (%)	年効果額(千円) = (-) × ×
計					

データの出典

(9) 魚価向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t)	計画の単価(千円/t)	計画の生産量(t)	年効果額(千円) = (-) ×
計				

データの出典

(10) 品質等向上効果

水産物 名	現在の単価(千円/t)	計画の単価(千円/t)	計画の取扱数量(t/年)	年効果額(千円) = (-) ×
計				

データの出典

(11) 労働経費節減効果

作物 名	作業 名	現 況				計 画				年効果 額 (千円) = -
		所要時 間 (hr/ha)	労賃単 価 (円/hr)	効果 発生 面積 (ha)	労働経 費計 (千円) = × ×	所要時 間 (hr/ha)	労賃単 価 (円/hr)	効果 発生 面積 (ha)	労働経 費計 (千円) = × ×	
計										

データの出典

(12) 機械経費節減効果

作物 名	作業 名	現 況				計 画				年効果 額 (千円) = -
		稼動時 間 (hr/ha)	稼働単 価 (円/hr)	効果 発生 面積 (ha)	機械経 費計 (千円) = × ×	稼動時 間 (hr/ha)	稼働単 価 (円/hr)	効果 発生 面積 (ha)	機械経 費計 (千円) = × ×	
計										

データの出典

(13) 資材経費節減効果

作物名	作業名	現 況			計 画			年効果額 (千円) =
		資材単価 (円/ha)	効果発生 面積(ha)	資材経費 計(千円) = ×	資材単価 (円/ha)	効果発生 面積(ha)	資材経費 計(千円) = ×	
計								

データの出典

(14) 維持管理費節減効果

施設名	現 行		計 画		年効果額(千円) =
	一般経費		一般経費		
	人件費		人件費		
	固定資産税		固定資産税		
計					

データの出典

2 食品製造の向上に係る効果

(1) 製造量向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目 名	取扱数量		効果発生量 (t) = -	品目単価 (千円/t)	年効果額(千円)		
			現況 (t)	整備後 (t)			純益率 (%)	= ×	
計									

データの出典

(2) 品質向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目 名	規格外等による廃棄量			品目単価 (千円/t)	年効果額(千円)		
			現況 (t)	整備後 (t)	減少量 (t) = -		純益率 (%)	= ×	
計									

データの出典

(3) 施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 (千円)	整備後の施設維持管理に係る年経費 (千円)	年効果額(千円) = -
計				

データの出典

3 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括

(単位：千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
農林水産物の生産向上に係る効果		
食品製造の向上に係る効果		
計		

(2) 総合耐用年数の算出

(単位：千円)

施設名	耐用年数	工事費等	年工事費(減価額) = ÷
計			
総合耐用年数 = ÷			年

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費		千円	
年総効果額		千円	
総合耐用年数		年	
還元率			
妥当投資額	= ÷	千円	
廃用損失額		千円	
投資効率	= (-) ÷		

注1 還元率 = $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i = 0.04$ (割引率)、 n = 総合耐用年数

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業評価報告書

平成 年度における成果目標の評価について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 達成状況

連携農林水産物名	前年度		平成 年度		目標年度 (平成 年度)		達成率	
	取扱量 (t)	取扱額 (千円)	取扱量 (t)	取扱額 (千円)	取扱量 (t)	取扱額 (千円)	取扱量 (%) ÷	取扱額 (%) ÷

注 達成率については、小数点第2位まで求めるものとする。

2 投資効果達成評価

(1) 年総効果額の総括

(単位：千円)

効果区分	効果内容	年総効果額	
		当初算出	実績算出
農林水産物の生産 向上に係る効果			
食品製造の向上に 係る効果			
計			

(2) 総合耐用年数の算出

(単位：千円)

施設名	耐用年数	工事費等	年工事費(減価額) = ÷
計			
総合耐用年数 = ÷		年	

(3) 廃用損失額

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値		備考
		当初算出	実績算出	
総事業費		千円	千円	
年総効果額		千円	千円	
総合耐用年数		年	年	
還元率				
妥当投資額	= ÷	千円	千円	
廃用損失額		千円	千円	
投資効率	= (-) ÷			

注1 還元率 = $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ 、 $i = 0.04$ (割引率)、 $n =$ 総合耐用年数

2 総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所 在 地
応募者名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業の応募申請について

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業に係る応募申請書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(別添)

応募申請書(応募者に関する事項)

事業担当者名及び連絡先	応募者名			
	氏名(ふりがな)			
	所属(部署名等)			
	役職			
	所在地			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名(ふりがな)			
	所属(部署名等)			
	役職			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
応募者概要				
過去の類似・関連事業の実績、実施内容等				
事業担当者の業績等				
重複申請の有無 有・無 有の場合は、申請中の応募事業名、事業概要を記入すること。				
今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば、事業名、事業概要を記入すること。				

必要に応じ、関係資料を添付すること。

事業内容
実施方法
実施体制 実施体制図等を記入すること。
実施スケジュール
事業効果
成果・効果の検証方法 根拠を示しつつ具体的に記入すること。

経費内訳書

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
計					

- (注)・備考欄には、経費積算の根拠を記載すること。
 ・補助金の交付決定前に支出される経費は自己負担となる。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設名 又は工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の所属・ 役職・氏名		
入札予定価格(税抜)		円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業 者名)		
契約価格(税込)		円
契約年月日	年 月 日	
着工住所		
着工年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知	

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は「未公表」と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業名	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	しゅん功予 定年月日	理 由

別記様式6（第8関係）

代行施行によること理由の確認表

業 務 内 容		検 討 内 容
1 代行 施行 管理 （ 建設 工事 ）	(1) 実施設計書の作成又は検討	（ 製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。）
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造 請負 管理 （ 製造 請負 工事 ）	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 施工管理者の確保 工程の調整 工事の監理 工事の検査 しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業しゅん功届

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
しゅん功検査年月日 (又は予定日)	
引き渡し年月日 (又は予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

(交付決定者) 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請について

平成 年度において農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用が増加した施設等を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保)する必要が生じ、その内容を検討したところ、事情やむを得ないと認められるので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 承認申請に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 国庫補助金
 - イ その他の負担額

(6) 取得年月日

2 承認申請の理由

3 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用(稼働)計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

[添付資料]

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 事業実施状況報告書の写し又は最近 3 ヶ年の施設等の利用実績
- 5 当該処分を検討した理事会議事録等の写し
- 6 その他交付決定者が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあっては、3の(2)に係る事項について次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象施設等の概要
 - ア 施設等の所在地
 - イ 施設等の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格、取得方法
 - エ 施設等の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

平成 年度において農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び事業名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 国庫補助金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築等の概要
 - (1) 増築等 (例)増築 鉄骨スレート葺 m² 事業費 千円
増設 ライン 箱/日処理 事業費 千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他事業承認者が必要と認める書類

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成 年度において農商工等連携促進施設整備支援事業により取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風 号）により被災したので、報告いたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造及び規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 国庫補助金
 - イ その他の負担金

(6) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
年 月 日台風第 号による強風
(気象台調べ 時 分 m/s(瞬間風速))

(2) 被災の程度

m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

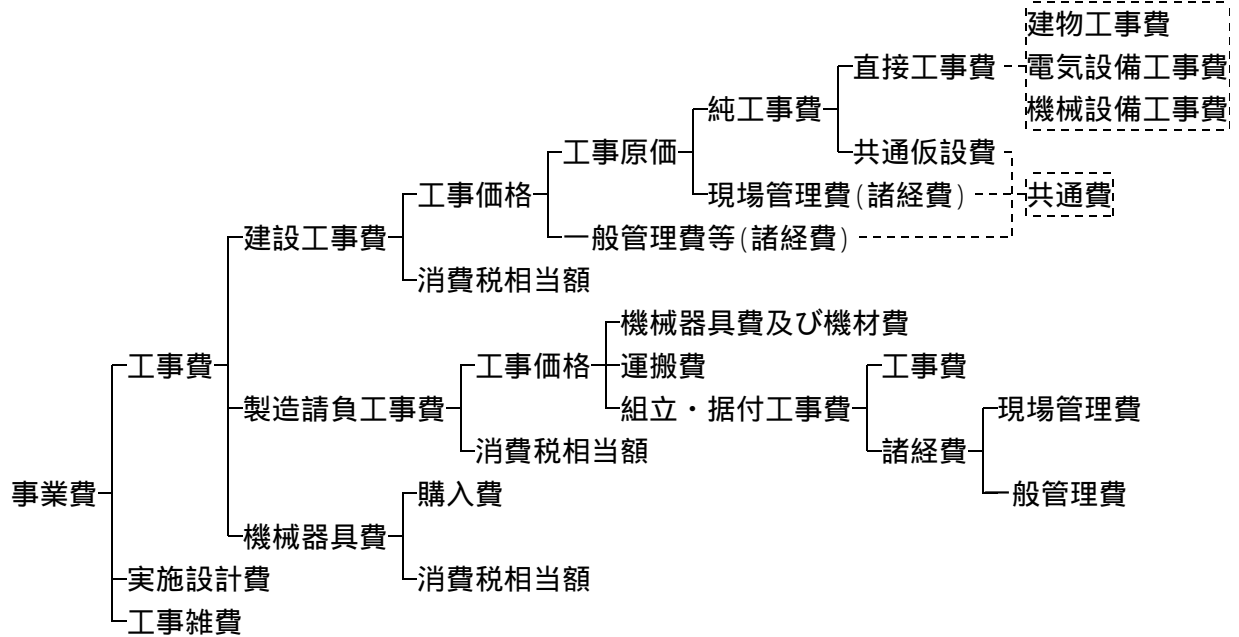
- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他事業承認者が必要と認める書類

別表第 1

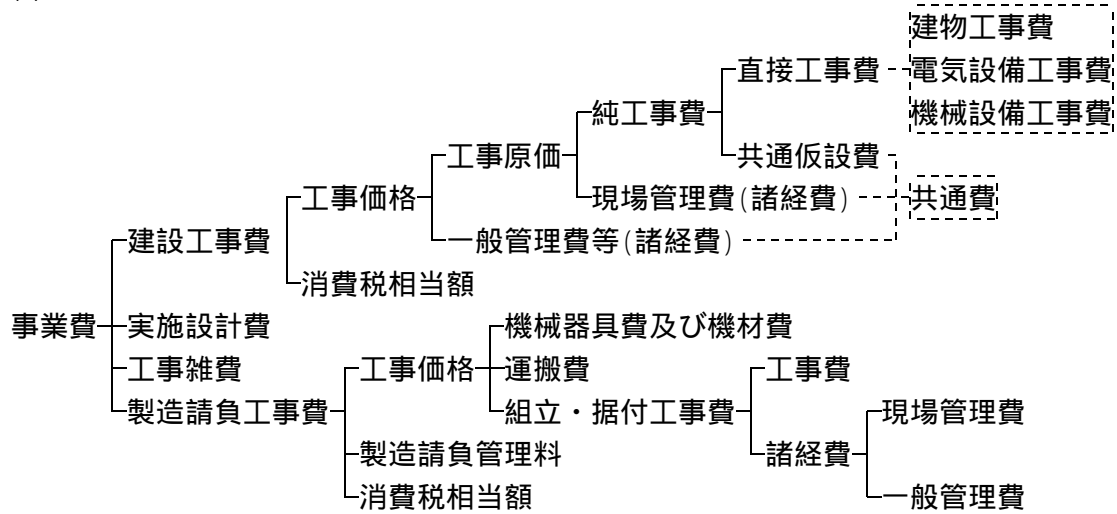
事業費構成の標準

1 建築工事及び製造請負工事

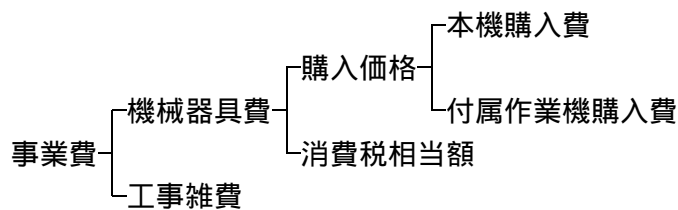
(1) 請負施行の場合



(2) 代行施行の場合



2 機械整備



別表第 2

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第 3

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金 法 定 福 利 費	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金 現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 布 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第4

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第5

工事雑費

区 分	内 容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委託費	測量、設計、登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要の旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	自動車重量税
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料